

令和8年4月13日

世田谷区みどり33推進担当部公園整備利活用推進課

「(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託」
公募型プロポーザルに関する質問回答書

以下の質問は、問い合わせいただきました原文のまま掲載しております。

1. 実施要領兼説明書についての回答

質問番号	ページ	質問	回答
1	3	フィールドワークの技術者は担当技術者には含まれていない一方で、二次審査のヒアリングでは出席が必須とされていますが、協力会社の技術者がヒアリングに出席及び説明することは可能でしょうか。	可能です。
2	3	主任技術者が担当技術者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
3	6	(2)参加表明書に含める内容の「⑤ 業務実施体制表【様式5】」について、「他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先を記載すること。」とありますが、記載対象の範囲についてご教示ください。例えば、フィールドワークにおける講師(専門家等)やワークショップにおけるグラフィックレコーディング等のような「単発での派遣」を想定している場合(業務委託契約ではなく謝金対応とする場合)も、記載の対象となるのでしょうか。 また、広報物の印刷やポスティング等の軽微な作業について、外注を想定している場合においても、すべて記載が必要となるか併せてご教示ください。	【様式5】の下段【協力会社等】については、業務の一部を協力会社へ委託する場合、専門家や学識経験者、団体等の協力を受ける場合は記載してください。 東京都設計委託標準仕様書(令和5年4月)11~12頁に記載事項(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、翻訳、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助など、その他特記仕様書に定める軽微な部分)については、再委託先又は協力先の記載は不要です。

4	7	<p>「③業務実施体制の考え方【様式9】」につきまして、「フィールドワーク担当者」の配置の考え方について記述すること」とありますが、フィールドワーク担当者が担う役割について想定があればご教示ください。あるいは、こちらで想定してよろしいでしょうか。</p>	<p>フィールドワークは、区民参加により試験的に緑地の手入れを実施し、緑地設計、将来の住民参加活動を検討することを目的としています。そのため、担当者はその目的達成に必要な役割を担うことを想定しています。</p>
5	9	<p>(2) 参加表明書に含める内容のうち、「⑧ スケジュール案」について、4か年の行程計画（令和8年度～令和11年度）を提示することとされていますが、原則として、当該資料1頁の「(7) 検討スケジュール（予定）」および基本計画（素案）に示されている事業スケジュールの大まかな流れを踏まえて提案を行うとの理解でよろしいでしょうか。また、主として今年度の実施事項を中心に全体の流れを示す内容とすることによってよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
6	12	<p>「(3) ヒアリングの実施」につきまして、説明に用いる資料は「既に提出した提案書を用いて行う。」とありますが、プレゼンテーションにおける可読性を高めるため、提案書内の図版と文章をパワーポイントデータ等に再構成することは可能でしょうか。また、その場合の画面アスペクト比の指定等ございましたらご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>2次審査のプレゼンテーションの説明では、パワーポイントデータ等での提案書内の図版と文章での再構成は可能です。また、画面アスペクト比に指定はありませんが、区で用意するスクリーンは4：3を想定しています。</p>
7	12	<p>2次審査のプレゼンテーションで説明に用いる資料について、「提出された提案書の説明は、既に提出した提案書を用いて説明を行う。」とありますが、別途パワーポイントを作成してもよろしいでしょうか。また、認められる場合、プロジェクター投影してもよろしいでしょうか。</p>	<p>別途パワーポイントを作成し、投影することは可能です。No.6回答も参考にしてください。</p>

8		「【様式5】業務実施体制表」に、協力会社等として“専門家や学識経験者”を記載することとありますが、学識経験者への技術相談をする場合に協力事務所参加届の提出は必要となりますでしょうか。	不要です。
9		「資格・能力・実績等」について、備考欄に「なお、資格、受賞歴証等がある場合は、証する書面の写しを添付すること。」と記載されていますが、業務実績を記載する場合においても、当該実績を証明する書類（例：契約書の表紙（鏡）の写し等）の添付が必要でしょうか。	様式5の備考3の業務実績については、証明する書類の添付は不要です。
10		「協力会社等」について、原則は当該体制を維持するものと理解しておりますが、契約後の実施状況等によりやむを得ず体制変更の必要が生じた場合、区との事前協議および承認を前提として、協力会社等の変更または追加は可能でしょうか。	やむを得ない場合に限り、協議を行い、その可否について検討します。

2. 仕様書（案）についての回答

質問番号	ページ	質問	回答
11	4	これまで行われてきました緑地開放・フィールドワークの参加者名簿・過去のワークショップ記録などのデータは、新受託者に引き継がれますでしょうか。また、その場合の引き継ぎ形式を教えてください。	これまでのワークショップの参加者の名簿（個人情報）・過去のワークショップの記録（委託成果品）等は、世田谷区電子計算組織の運営に関する組織規則第23条に基づき、提供いたします。なお、引継ぎ方式は、紙資料及び電子データを想定しています。
12	5	(3) 緑地保全活動（フィールドワーク）の検討及び実施 ③プログラムの実施（5回）に、アクティビティ講師1名とありますが、過年度実施の講師をご紹介いただき、過年度から継続して依頼することは可能でしょうか。	必要に応じて講師へ情報提供いたします。

13	7	シンポジウムの登壇者は、受託者側で対応する技術者を任意で選定してよいでしょうか。	区としては、本業務を監修する「ランドスケープデザイン監修技術者」が登壇することを想定しております。やむを得ない事情等ある場合は、必要に応じて協議します。
14	8	「6) 有識者ヒアリング」について、ヒアリングの対象者については、あらかじめ区において候補者を想定した上で実施することを想定されているのか、あるいは、対象者の選定なども含め実施することを想定されているのか、ご教示ください。また、「基本設計の作成にあたり」との記載がありますが、有識者については、緑地の観点か、建築の観点か、もしくはその両方の視点に通ずる方のいずれを想定されているのか、併せてご教示ください。業務実施体制における役割分担の参考にしたいと考えております。	区とも協議のうえ、対象者の選定なども委託業務に含めることとし、緑地や建築、住民協働、官民連携など基本設計の作成に必要な有識者ヒアリングを想定しています。
15	仕様書 (案) 別紙	「1 建物概要」について、②広域用防災倉庫・③トイレは構造がRC造と記載がありますが、耐震性能や耐火性能に配慮した計画として木造の提案も可能でしょうか。	広域用防災倉庫は、区の設置基準に基づき、RC造とします。区は、トイレをRC造で想定しておりますが、世田谷区公共建築物等における木材利用推進方針も踏まえ、木材の活用を提案することも可能です。
16	仕様書 (案) 別紙	「1 建物概要」より建築面積が都市公園法に指定される建蔽率 2%を上回る想定となっています。便益施設設置等による緩和特例 12%を上限としていたと考えてよろしいでしょうか。	都市公園法及び世田谷区公園条例上の建ぺい率の緩和措置を活用することを想定しています。

3. その他

質問番号	ページ	質問	回答
17	29	基本計画では「歴史の庭」内に池を設置する計画となっておりますが、池などの水辺空間の創出について、近隣住民の意向は確認しているのでしょうか。確認している場合、肯定的な意見が多いのでしょうか。	基本計画（素案）に記載のとおり、地域住民との協働により計画づくりを進め、現在の計画となっております。
18	29	基本計画では「歴史の庭」内に池を設置する計画となっておりますが、既存の池のポンプなど循環設備などは敷地内に残置されていますでしょうか。基本計画には「水源などの調査も踏まえながら、」とありますが、水源の調査は実施済みでしょうか。基本設計・実施設計業務での業務範囲でしょうか。また将来の池は設備による循環やろ過を想定されていますでしょうか。	水源及び池の構造に関する調査を令和8年度4月から8月末まで実施する予定です。将来の池における循環やろ過の方法については、調査結果を踏まえて検討することを想定しています。詳細については、協議のうえ、仕様等を決定し契約締結することを想定しています。
19	43	⑤駐車スペース等、⑥駐輪場につきまして、想定台数があればご教示いただけますでしょうか。	想定台数については、地域の実情等を踏まえ、基本設計の中で必要な台数を検討します。
20	44	「60t程度の防火水槽を2か所程度設置します」との記載について、消防水利上の必須条件かご教示いただけますでしょうか。	消防水利上の防火水槽の不足地域を解消するため、設置するものとなります。
21	56	基本計画にある地先道路は、常時一般車両の通行が想定される道路でしょうか。あるいは緊急車両や管理車両などの通行のみで、東西の既存道路との接道部に可動式の横断防止柵などを設置する計画でしょうか。	道路法上の道路であり、一般交通に供する区道となります。
22	56	地先道路について、「無電柱化」とありますが、地上機器などが緑地の歩道上に設置される計画でしょうか。	現時点では、地上機器の設置は想定しておりません。

23	9,11	ワークショップやフィールドワークに参加している方々の属性（年齢層、居住地域、関係性など）や特徴を教えてくださいませんか。	ワークショップ、フィールドワークともに若い世代から高齢者まで幅広い世代にご参加いただいております。居住地域については、対象緑地の近隣に住む方が主な参加層となっています。
24		基本計画(素案)では第一種住居地域内に拠点施設を計画しています。仕様書別紙p2記載の通り、便益施設用途を計画のように飲食店や店舗用途となる場合、実現にあたっては建築基準法第48条に基づく特例用途許可について受注者が協議を行い、許可取得を想定していると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25		計画地内の人工池について、水が枯れている状況かと存じますが、地下水のくみ上げによる水景再生のご提案は可能でしょうか。	提案することは可能です。No.18の回答も参考にしてください。
26		新設地先道路(区道)を含めた計画地に隣接する道路へのご提案も可能でしょうか。	新設地先道路(区道)は、令和8年度実施設計、令和9年度整備工事を予定しております。本プロポーザルにて道路への提案は求めませんが、今後、道路と緑地の一体的な整備を検討していきます。
27		毎木調査による樹木位置図に記された高木の位置と本数が、現地測量図と整合しません。樹木位置図に記載された位置は目視等によりプロットされた暫定的な位置情報と理解してよろしいでしょうか。また、シュロやタケ等の樹種が記載されていないように見受けられますが、樹木の抽出・記載にあたっての基準(樹高や樹種等)を設定されている場合は、その基準についてご教示いただけますでしょうか。	ご指摘のとおり毎木調査による樹木位置図に記された高木の位置と本数が、現地測量図と整合しておりません。令和8年8月末を目途に毎木調査を実施する予定です。調査内容は以下のとおりです。 ①高木(シュロ、竹を除くC:30cm以上かつ3m以上(ただし、株立ちは、株を構成する幹の最も細い幹のC:29cm以下の樹木を除く))の樹高、幹周り、枝張り、樹種名 ②中木(藪を構成するもの、シュロ、竹を除いた樹高3m未満1m以上の樹木)の樹高、枝張り、樹種名

			<p>③低木（藪を構成するもの、シュロ、竹を除いた樹高1 m未満の樹木）の樹高、枝張り、樹種名</p> <p>④藪や竹林等の範囲の図示</p>
--	--	--	---